

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種法に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宝塚市長

## 公表日

令和6年6月13日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8項 別表第二</li> </ul> <p>(別表第二における情報提供の根拠)          第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)          第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> </ul> <p>(情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2</p> <p>(情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者
その必要性	接種対象者の管理、接種状況の管理を正確に行うため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 <4情報、連絡先、その他住民票関係情報> ・予防接種対象者の居住地を把握するために保有 <健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)> ・予防接種の接種履歴、定期接種対象者等を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月1日
⑥事務担当部署	宝塚市健康福祉部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 窓口サービス課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成	
④使用の主体	使用部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種履歴の確認</li> <li>・定期予防接種対象者の抽出</li> <li>・予防接種事務に係る文書の発行</li> <li>・予防接種費用還付事務</li> <li>・予防接種業務委託料の集計</li> </ul>	
	情報の突合	予防接種履歴を正確に記録するために、市民から提出される申請書等や医療機関から提出される予診票等と連絡先等情報を突合する。
⑥使用開始日	平成29年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	法制度改正等に伴う改修業務	
①委託内容	法制度改正等に伴う改修業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	両備システムズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の16の2の項、16の3の項、115の2の項
②提供先における用途	予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種に関する記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市が実施する予防接種を受けた者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	提供依頼がある都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。
- ・サーバー室への入室は厳重に管理されており、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみでデータを使用している。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### < 共通情報 >

- ・宛名番号
- ・世帯番号
- ・カナ氏名、漢字氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・年齢
- ・TEL
- ・住民区分
- ・国籍
- ・通称氏名
- ・整理番号
- ・異動情報

### < 予防接種履歴情報 >

- ・接種コード
- ・混合接種何種
- ・接種回数
- ・年度
- ・接種・予診日
- ・医療機関情報
- ・接種判定
- ・請求日(月)
- ・接種日年齢(月齢)
- ・年度末年齢
- ・対象外判定情報
- ・予診情報
- ・負担区分
- ・特記事項

### < 臨時接種履歴情報 >

- ・接種種別
- ・接種回数
- ・年度
- ・接種日
- ・接種判定
- ・接種日年齢
- ・請求日(月)
- ・医療機関情報
- ・実施場所
- ・実施区分
- ・接種医
- ・接種番号
- ・メーカー
- ・ロットナンバー
- ・接種量
- ・未接種理由
- ・自治体コード
- ・特記事項
- ・VRS取込日
- ・VRS移出日



	具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインにはICカード及びパスワードによる認証を行っているため、権限のない者は利用できない。</li> <li>・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・パスワードは定期的に変更している。</li> <li>・ユーザーごとのアクセスログは全て保管されている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に定期的な情報セキュリティ研修を行い、個人情報の取り扱いについて教育している。</li> <li>・特定個人情報利用端末においては、記録媒体の接続を制御し、インターネット環境から遮断している。</li> </ul>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任体制の整備</li> <li>・作業責任者等の届出</li> <li>・取扱区域の特定</li> <li>・利用者への周知</li> <li>・適正管理</li> <li>・収集の制限</li> <li>・目的外使用等の禁止</li> <li>・複写等の禁止</li> <li>・個人情報等の返還又は廃棄</li> <li>・事故時の対応</li> <li>・定期報告及び緊急時報告</li> <li>・監査及び検査</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・契約の解除および損害賠償</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。・再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータ利用ができる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインにはICカード及びパスワードによる認証を行っているため、権限のない者は利用できない。</li> <li>・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。</li> <li>・特定個人情報利用端末においては、記録媒体の接続を制御し、インターネット環境から遮断している。</li> <li>・端末の操作ログを取得している。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>	
その内容			
再発防止策の内容			

<p>その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所の入退室管理を行っている。</li> <li>・定期的なバックアップを行っている。</li> <li>・情報システム及び機器の廃棄時には、データの消去又は物理的破壊を行っている。</li> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p> </p>	



8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。
10. その他のリスク対策	
<small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
②請求方法	個人情報保護法に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市小浜4丁目4番1号 TEL 0797-86-0056 宝塚市健康福祉部健康推進課
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年5月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法に基づき、対象者に対し定期の予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて実施する予防接種法第6条第1項の予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 番号法においては、予防接種法(新型コロナウイルス等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて実施する予防接種法第6条第1項の予防接種を含む)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)	予防接種法に基づき、対象者に対し定期の予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 番号法においては、予防接種法(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)	事後	
令和5年6月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2第2号	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和5年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2  (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	・番号法第19条第8項 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2  (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和5年6月27日	IV 開示請求・問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	宝塚市個人情報保護条例に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求	個人情報保護法に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求	事後	
令和6年5月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、対象者に対し定期の予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 番号法においては、予防接種法(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)	予防接種法に基づき、対象者に対し定期の予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定により実施する予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 番号法においては、予防接種法による予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定により実施する予防接種を含む)の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)		
令和6年5月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2  (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	・番号法第19条第8項 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2  (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2		

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の16の2の項、16の3の項、115の2の項	番号法第19条第8号及び別表第二の16の2の項、16の3の項、115の2の項		
令和6年5月26日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年2月28日	令和6年5月24日		